

新昇試サブノート
法学スタートブック 2刷
訂正・補遺

この訂正・補遺では、本書の1刷発売後に行われた法改正等によって生じた訂正等があるページについて、訂正箇所を赤字で示してお伝えしています。

<p>受託収賄罪</p> <p><input type="checkbox"/> じゆたくしゅうわいざい</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>公務員が、職務に関して何か頼みごとをされて賄賂を受け取る犯罪。</p>
<p>事前収賄罪</p> <p><input type="checkbox"/> じぜんしゅうわいざい</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>公務員となろうとする者が、担当する予定の仕事に関して賄賂を受け取る犯罪。</p>
<p>第三者供賄罪</p> <p><input type="checkbox"/> だいさんしやくきょうわいざい</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>公務員が、職務に関して第三者に対して賄賂を受け取らせる犯罪。</p>
<p>加重収賄罪</p> <p><input type="checkbox"/> かじゅうしゅうわいざい</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>公務員が、職務に関して賄賂を受け取った上で、不正を行う犯罪。</p>
<p>事後収賄罪</p> <p><input type="checkbox"/> じごしゅうわいざい</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>公務員の在職中に不正を行い、退職後に賄賂をもらう犯罪。</p>
<p>あっせん収賄罪</p> <p><input type="checkbox"/> あっせんしゅうわいざい</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>公務員が、他の公務員に不正を行わせることの対価として賄賂をもらう犯罪。</p>
<p>単純逃走罪</p> <p><input type="checkbox"/> たんじゆんとうそうざい</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>刑務所等から逃走する犯罪。</p>
<p>加重逃走罪</p> <p><input type="checkbox"/> かじゅうとうそうざい</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>刑務所等から、2人以上で協力して逃げ出したり、物を壊したりして逃げ出す犯罪。</p>

<p>私文書偽造罪</p> <p><input type="checkbox"/> しぶんしょぎぞうざい</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>作成権限がないのに、公務員以外の一般人の名義で、勝手に文書を作成する犯罪。</p>
<p>賭博罪</p> <p><input type="checkbox"/> とばくざい</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>国に認められていない賭けごとを行う犯罪。</p>
<p>常習賭博罪</p> <p><input type="checkbox"/> じょうしゅうとばくざい</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>国に認められていない賭けごとを習慣的に行う犯罪。</p>
<p>公然わいせつ罪</p> <p><input type="checkbox"/> こうぜんわいせつざい</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>公共の場で、わいせつな行為をする犯罪。</p>
<p>わいせつ物頒布等罪</p> <p><input type="checkbox"/> わいせつぶつはんぷとうざい</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>一般人から見て、わいせつと感じる書籍やDVD等を配る犯罪。</p>
<p>不同意わいせつ罪</p> <p><input type="checkbox"/> ふどういわいせつざい</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>同意なくわいせつな行為をする犯罪。</p>
<p>不同意性交等罪</p> <p><input type="checkbox"/> ふどういせいこうとうざい</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>同意なく性交等（性交、口腔性交、肛門性交、膣・肛門に陰茎以外の身体の一部・物の挿入）を行う犯罪。</p>
<p>準強制わいせつ罪及び準強制性交等罪</p> <p><input type="checkbox"/> じゅんきやうせいわいせつざいあよび</p> <p><input type="checkbox"/> じゅんきやうせいせいこうとうざい</p>	<p>暴行・脅迫によらないで、相手方が反抗できないことを利用して、わいせつな行為や性交等を行う犯罪。</p>

<p>名誉毀損罪</p> <p><input type="checkbox"/> めいよきそんざい</p>	<p>人前で具体的ケースを挙げて世間の評判を落とそうとする犯罪。</p>
<p>侮辱罪</p> <p><input type="checkbox"/> ぶじょくざい</p>	<p>人前で他人をバカやアホと侮辱する犯罪。具体的ケースを挙げない点で名誉毀損罪と区別される。</p>
<p>窃盗罪</p> <p><input type="checkbox"/> せつとうざい</p>	<p>人の物を盗む犯罪。</p>
<p>強盗罪</p> <p><input type="checkbox"/> ごうとうざい</p>	<p>他人の物等を無理やり奪い取る犯罪。</p>
<p>事後強盗罪</p> <p><input type="checkbox"/> じごごうとうざい</p>	<p>窃盗犯人が、逃走等のために、追跡者に対して暴行や脅迫をする犯罪。</p>
<p>昏酔強盗罪</p> <p><input type="checkbox"/> こんすいごうとうざい</p>	<p>人を昏酔させてその間にその人の物を奪う犯罪。</p>
<p>強盗致死傷罪</p> <p><input type="checkbox"/> ごうとうちししょうざい</p>	<p>強盗犯人が、人を負傷させたり、死亡させたりする犯罪。</p>
<p>強盗・不同意性交等罪</p> <p><input type="checkbox"/> ごうとう・ふどういせい <input type="checkbox"/> こうとうざい</p>	<p>強盗の現場で強盗と不同意性交等を行う犯罪。</p>

ポイント

Q 強盗罪が窃盗罪と異なる点は何か。

A 暴行・脅迫を手段とする点や、客体に財産上の利益が含まれる点等である。

1 強盗罪の全体像

(1) 強盗罪

① 1項強盗罪、② 2項強盗罪に分かれ、さらに、③ 事後強盗罪、④ 昏酔強盗罪がある。

(2) 強盗罪の加重類型

ア 強盗致死傷罪

①～④のいずれかを犯して人を死傷させた場合に成立する。

イ 強盗・不同意性交等罪

①～④のいずれかと同一の機会に不同意性交等罪(準強制性交等罪を含む)を犯した場合に成立する。

2 1項強盗罪(刑法236条1項)

(1) 客体

他人の占有する他人の財物である(窃盗罪と同じ)。

(2) 行為

暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取することである。

- 暴行・脅迫は、相手方の反抗を抑圧するに足りる程度のものであることを要する。
- 相手方の反抗を抑圧するに足りる程度か否かの判断は、暴行・脅迫自体の客観的性質によって決まる。

3 2項強盗罪(刑法236条2項)

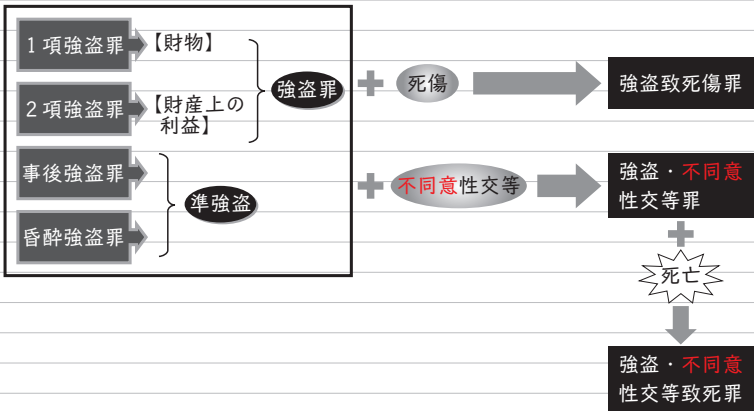
(1) 客体

財産上の利益である。例 債務免除をさせること

(2) 行為

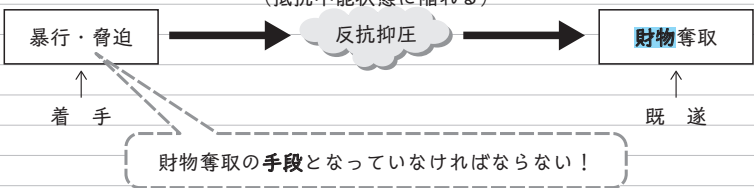
暴行又は脅迫を用いて財産上の利益を得ることである。

● 強盗罪の全体像

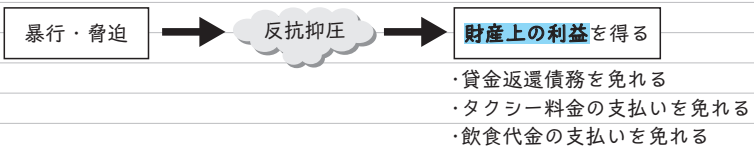


● 1項強盗罪

[手段]



● 2項強盗罪



ポイント

- Q 事後強盗罪が1項強盗罪と大きく異なる点は何か。
- A 暴行・脅迫が、財物奪取のための手段ではなく、別の目的のための手段である点である。

1 事後強盗罪（刑法 238 条）

- (1) 主体
窃盗犯人である。窃盗に着手すればよく、既遂・未遂を問わない。
- (2) 行為
ア 暴行又は脅迫である。
イ 暴行・脅迫は、相手方の**反抗を抑圧**するに足りる程度であることを要する。
ウ 暴行・脅迫の相手方は、窃盗の被害者だけでなく、追跡・逮捕しようとした**第三者や警察官**でもよい。
エ 暴行・脅迫は、**窃盗の機会の継続中**に行われたものであることを要する。
- (3) 目的
財物取返し防止目的、逮捕免脱目的、罪跡隠滅目的のいずれかが必要である。

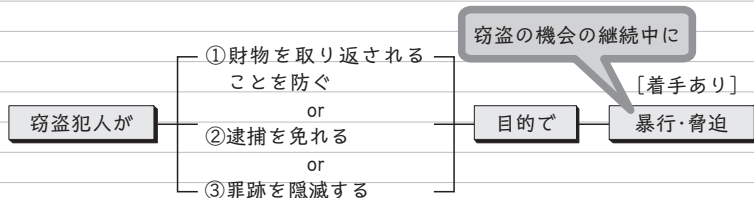
2 強盗致死傷罪（刑法 240 条）

本条には、強盗傷人罪（強盗傷害罪）、強盗致傷罪、強盗殺人罪、強盗致死罪の4つの構成要件が含まれる。

3 強盗・不同意性交等罪（刑法 241 条 1 項）

- (1) 強盗罪（刑法 236 条、238 条、239 条）と**不同意性交等罪**（刑法 177 条、178 条 2 項）が**同一の機会**に行われた場合に成立する。
- (2) 強盗行為と**不同意性交等行為**の先後関係は問わない。
- (3) 強盗行為と**不同意性交等行為**は、いずれも既遂・未遂を問わない。

●事後強盗罪



●窃盗の機会の継続中

「窃盗の機会の継続中」が 肯定 された判例（最決平 14. 2.14）	「窃盗の機会の継続中」が 否定 された判例（最判平 16.12.10）
窃盗犯人が、他人の居宅で財物を窃取した後もその天井裏に潜み、犯行の約3時間後に駆け付けた警察官に対して逮捕を免れるために暴行を加えた	被害者方で財物を窃取した犯人が、誰からも発見、追跡されることなく、いったん同所から約1km離れた場所まで移動し、窃取の約30分後に再度窃盗をする目的で被害者方に戻った際に、たまたま帰宅した家人に対して逮捕を免れるため脅迫をした

●刑法 240 条の 4 つの構成要件



●強盗・強制性交等罪

